

令和5年度 制度融資の概要について

1 資金数及び総融資枠

- ①資金数 9資金
- ②総融資枠 1, 200億円
- ③貸付金予算額 1, 539億円

2 主な改正内容

(1) 新型コロナウイルス感染症等経済対策資金の継続

新型コロナウイルス感染症等経済対策資金の取扱いを国の伴走支援型特別保証を利用したGタイプを含めて現行制度の内容で継続する。

(2) 中小企業パワーアップ資金の改正

デジタルトランスフォーメーション資金を統合し、「新分野進出・事業再構築等要件」を新設する。また、「新事業活動促進要件」を「経営革新等要件」、「ニューノーマル・SDGs等要件」を「SDGs等要件」へ名称変更する。

【新設】新分野進出・事業再構築等要件

- ①融資対象 次のいずれかに係る取り組みにより、経営力の向上を図ろうとする中小企業者
 - ア 新分野展開（新たな製品等で新たな市場に進出）
 - イ 事業転換（主たる事業を転換する）
 - ウ 業種転換（主たる業種を転換する）
 - エ 業態転換（製品等の製造・提供方法等を相当程度変更する）
 - オ デジタルトランスフォーメーションによる成長・競争力強化
- ②融資限度額 2億円（内運転資金5,000万円）
- ③融資利率 年1.7%以内
- ④融資期間 設備資金12年以内（内据置2年以内）、運転資金7年以内（内据置1年以内）

(3) 創業者・再チャレンジ支援資金の改正

スタートアップ創出促進保証制度が創設されたことに伴い、Dタイプとして要件を新設して追加する。

【新設】Dタイプ

- ①融資対象 これから法人として創業又は創業後5年未満の法人
（詳細は要綱等をご確認ください）
- ②融資限度額 3,500万円
- ③融資利率 年1.5%以内
- ④融資期間 設備資金7年以内（内据置1年以内）、運転資金5年以内（内据置1年以内）
運転設備資金 7年以内（内据置1年以内）

(4) 資金の廃止

以下の資金を廃止する。

- ・デジタルトランスフォーメーション資金（中小企業パワーアップ資金へ統合）
- ・経営力強化アシスト資金（令和4年度をもって経営力強化保証が廃止となるため）